

# 官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法における基本的施策）

## 19条 国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

等



行政(地方)



行政(国)



民間

オープンデータ

オープンデータ  
(協調分野)

## 10条 行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の**棚卸し**
- ・ オンライン化原則に向けた**一括整備法**
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、**登記事項証明書等の提出不要化等**
- （医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化
- ・ 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化
- ・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービスの推進

等

## 11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの**棚卸し**
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに即したオープンデータ推進)
- ・ オープンデータ・バイ・デザインの推進
- （訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光情報のオープンデータ化を推進
- ・ **交通事故及び犯罪**に係る情報の**公開の在り方の検討**

等

## 15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体の**デジタル化(ペーパーレス化を含む。)**
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進
- （「**デジタル・ガバメント推進方針**」に基づく政府横断的な実行計画の策定(平成29年)、各府省の中長期の戦略的な計画の策定(平成30年上半年) 等

## 12条 データ利活用のルール整備

- ・ いわゆる**情報銀行**や**データ取引市場**等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進(日米、日EU、G7、APEC等) 等

## 15条2項

### 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

(データの標準化(語彙、コード、文字等)、API、認証機能等を含む)

- ・ **分野横断的に連携できるプラットフォームの整備の検討**
- （**農業データ連携基盤の構築**
- ・ 銀行システムのAPI(外部接続口)の公開の促進
- ・ 国・地方公共団体・事業者等における**災害情報の共有の推進** 等

マイナンバー制度

## 13条 マイナンバーカードの普及・活用

- ・ **身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進**(「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」)
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進(マイキープラットフォームの活用等)
- ・ 海外における公的個人認証機能の継続利用 等

## 14条 デジタルデバイド対策

- ・ 離島などの条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ Webアクセシビリティ確保のための環境整備 等

## 16条 研究開発

- ・ **次世代人工知能技術**の研究開発の推進
- （「**官民ITS構想・ロードマップ**」に基づいた取組の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 等

## 17条・18条 人材育成・普及啓発等

- ・ **データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成**
- ・ **セキュリティ・IT人材の計画的な育成**
- ・ IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- ・ プログラミング教育の普及推進
- ・ シェアリングエコノミーサービスの普及
- ・ テレワークの普及 等